

参議院法制局任期付職員の募集について

参議院法制局においては、国会職員法に基づき、下記のとおり任期付職員の募集を行います。

1. 採用区分

任期付職員

2. 職種

参議院法制局参事（係長級又は課長補佐級（職歴等を勘案して格付け））

3. 主な職務内容

参議院法制局の立案部門（第一部～第五部まで及び法制主幹）におけるいずれかの課等に配属し、参議院において、議員の依頼に応じて議員立法の立案、修正案の立案、法制に関する調査等を行います。

（参考）各立案部門の所管する分野

第一部第一課 国家基本政策、議院運営、懲罰

第一部第二課 内閣、行政監視

第二部第一課 厚生労働（厚生）

第二部第二課 厚生労働（労働）、経済産業

第三部第一課 総務

第三部第二課 農林水産、環境

第四部第一課 財政金融、予算、決算

第四部第二課 外交防衛、国土交通

第五部第一課 法務

第五部第二課 こども家庭、文教科学

法 制 主 幹 法制局長の特命事項（憲法など）

詳しくはパンフレット（<https://houseikyoku.sangiin.go.jp/adoption/type/information/pamphlet.htm>）を御覧ください。任期付職員の声も紹介しています。

4. 採用予定人員

1名

5. 採用予定日

勤務開始時期については希望を考慮の上調整します。

6. 任用期間

採用日から原則2年（勤務実績等により最大5年まで延長することもあり得る。）

7. 応募資格

法曹資格を有し、3年程度以上の弁護士実務経験を有すること。

なお、以下に該当する方は、応募できません。

①日本国籍を有しない者

②国会職員法（昭和22年法律第85号）第2条の規定により国会職員となることができない者

- ・懲役又は禁錮の刑に処せられて、その刑の執行を終わらない者又はその刑の執行を受けることのなくなるまでの者
- ・懲戒処分により官公職を免ぜられ、その身分を失った日から2年を経過しない者
- ・国家公務員法（昭和22年法律第120号）の規定により官職に就く能力を有しない者

8. 勤務条件

(1) 給与

～750万円程度（採用時の格付けによる。このほか、扶養手当、住居手当及び通勤手当が支給されます。）

国会職員法、国会職員の給与等に関する規程等に基づき、職歴等を勘案して支給します。

(2) 勤務時間

月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時45分まで（休憩時間 正午から午後1時まで）

1日7時間45分、週38時間45分

(3) 休暇

年次休暇 1年間に20日（初年度は採用日により異なります。）

特別休暇 夏季休暇3日、忌引など

(4) 服務

常勤の国会職員として、守秘義務、政治的行為の禁止、兼業の禁止などの服務に関する規定が適用されます。

9. 勤務地

参議院法制局（東京都千代田区永田町1-11-16 参議院第二別館）

10. 応募方法

(1) 提出書類

ア) 履歴書（顔写真を添付したもの。様式は問いません。）

（高校卒業以降現在までの学歴、職歴、弁護士登録の時期等を月単位で全て記入してください。また、弁護士の登録番号も記載してください。）

イ) 志望理由を記載した書面 (A4横書き 2,000字以内)

ウ) 職務経歴書 (これまでに従事したことのある職務の内容を具体的に記述したものの。A4横書き)

※応募の秘密については厳守いたします。応募書類は返却しません。

(2) 提出方法 郵送又は電子メール

なお、電子メールを利用する場合は、(3)に記載のメールアドレス宛に応募の旨を御連絡ください。その後、提出方法について改めて御連絡いたします。

(3) 提出先

(郵送) 〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-16 参議院第二別館
参議院法制局総務課

(電子メール) h-soumu@sangiin-sk.go.jp

(4) 提出締切り 令和5年1月31日

ただし、応募期間中に採用者が決まった場合には、その時点で募集を中止させていただきます。

1.1. 選考方法

第1次選考 書類審査

第2次選考 面接

書類審査(第1次選考)の後、面接(第2次選考)を行うこととなった方のみ、第2次選考の日時・場所等を御連絡させていただきます。書類審査には提出後1か月程度かかります。

1.2. 連絡先

参議院法制局総務課

電話 03-5521-7729 (直通)

【現職の任期付職員からのメッセージ】

弁護士の多くは、目の前の事件や依頼者に向き合うことで懸命に日々を費やし、「政治」の世界には関わりも関心もないのではないのでしょうか。少なくとも、私はそうでした。参議院法制局にとっての「依頼者」は国会議員、そのタスクは、依頼者の政策を法案という形式に落とし込むことです。依頼者は、その法案を携えて、一線で戦い、社会に対してあるべき政治の姿を訴えていきます。弁護士と依頼者の関係よりも遙かに複雑な政治の世界で、普段事件解決の「道具」として扱っている法が、「自分で作るもの」に変わるとき、全く別の様相を呈してきます。より多面的に法と向かい合えることは間違いありません。一緒に働けることを楽しみにして

います。